

流通審 第10号
平成30年2月28日

流山市教育委員会 様

流山市通学区域審議会
会長 田村 正人



通学区域の設定について（答申）

平成29年10月31日付け流教学第1292号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市通学区域審議会（以下「審議会」という。）は、平成29年8月1日に流山市教育委員会から委嘱を受け、平成29年10月31日付け流教学第1292号で「通学区域の設定について」諮問を受けました。

諮問書では、平成33年度開校予定の大畔地区に建設される新設小学校の通学区域の設定及び同校に隣接する小学校の通学区域を変更することについて諮問を受けました。

2 審議会の会議の開催

(1) 平成29年8月23日

- ① 通学区域について
- ② 平成29年度児童・生徒数推計及び想定値について
- ③ 小山小学校及び八木北小学校の通学区域の見直しについて
- ④ 新設小学校について

(2) 平成29年10月31日（諮問）

- ① 新設小学校の通学区域について
- ② 小山小学校及び八木北小学校の通学区域の見直しの周知について

(3) 平成29年11月8日

- ① 新設小学校の通学区域について

(4) 平成29年12月11日

- ① 新設小学校の通学区域について

(5) 平成30年1月31日

- ① 新設小学校の通学区域説明会の報告について

(6) 平成30年2月28日

- ① 小山小学校及び八木北小学校、新設小学校の通学区域設定審議（答申審議）

審議会は8人の市民等と7人の関係団体の代表で組織し上記の審議を経て、結論を得たので答申するものです。

3 答申

(1) 通学区域について

① 学校規模

学校教育法施行令規則第41条の規定により「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」とされ中学校の学級数については、同規則第79条で第41条が準用されている。

② 通学距離について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令ではおおむね小学校は4km以内、中学校は6km以内と定められている。

③ 通学経路について

法令としての規定はないが、文部科学省の小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針では、交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど、安全な通学経路を確保することができる事が重要であるとされている。

④ 地域コミュニティについて

学校は、町内会、自治会などの各種地域団体の地域活動や防犯・防災活動の拠点としての役割を担っているとともに、教育活動における地域との関わりや防犯上の見守りの重要性等を踏まえて、可能な限り通学区域と地域コミュニティとの整合性を図ることができるように留意する必要がある。

(2) 新設小学校の通学区域の設定及び隣接する小学校の通学区域の変更について

諮問のあった新設小学校及び隣接する小学校の通学区域の設定については、学校規模、通学距離、通学経路、地域コミュニティ等の規定等や現在就学している小学生の実態を踏まえて審議した結果、別図のとおり答申いたします。

なお、通学区域変更に係る詳細な地番等については、土地区画整理事業における換地処分が行われ、平成31年度に字及び地番変更が見込まれていることから、その時点で通学区域の住所表示一覧表を作成し、明確に対応することが好ましいと考えます。

新設小学校の通学区域境については、おおたかの森小学校の児童数増加による教室不足の解消を図る必要があることから、児童数等を配慮し、「つくばエクスプレス」を境とし、北側のおおたかの森小学校区をおおよその通学区域と設定しています。

また、小学校の建設地であり、西初石小学校の通学区域である大畔地区については、新設小学校校区とするのが妥当であると考えました。

さらに、現在小山小学校区であるおおたかの森駅北口の一部の地域、仮換地の街区番号C66・C140・C141・C143街区については、小山小学校の教室不足が見込まれることから、新設小学校の通学区域にせざるを得ないと判断します。

なお、実施時期については、新設小学校が開校する平成33年4月

から実施するべきと考えます。

4 附帯意見

(1) 通学区域について

通学距離、学校規模、通学経路、地域コミュニティを踏まえ通学区域を設定することが望ましいと考えるが、当該地域については、児童数が急増していることから、可能な限り児童の学校生活における安全を考慮し対応すること。

(2) 安全対策について

新設小学校までの通学経路には、交通量の多い交差点等があり、横断時の安全確保や防犯対策を必要とする箇所等も考えられることから交通安全及び防犯対策については、道路の整備状況を注視しながら関係部局と十分協議し、児童の登下校における安全の確保に努めること。

(3) 指定学校変更について（新設小学校の通学区域）

- ① おおたかの森駅北口 C66、C140、C141、C143 街区については、平成30年3月31日までに住民基本台帳に記載されている世帯又は住宅売買契約が終了している世帯について、指定学校変更により小山小学校を卒業まで通学することができるよう配慮すること。
- ② おおたかの森小学校に就学し、平成33年度から新設小学校区に変更となる小学校6年生の児童については、おおたかの森小学校へ指定学校変更をすることができるように柔軟な対応を図ること。
- ③ 西初石小学校の通学区域の大畔地区は、指定学校変更により西初石小学校に通学することができるように柔軟な対応を図ること。

(4) 指定学校変更について（おおたかの森小学校の通学区域）

おおたかの森駅南口及び東口商業地域については、指定学校変更により新設小学校へ就学することができるように柔軟な対応を図ること。

(5) 児童・生徒数推計について

今後も新設小学校、おおたかの森小学校の児童が増加することが見込まれることから、定期的に人口動態等を注視し、対策を講ずること。

5 おわりに

流山おおたかの森駅周辺では、土地区画整理事業の施行により、マンション、戸建て住宅の建設が進み、市外からの転入者、特に子育て世代の転入が多く、今後も児童数の増加が続くことが見込まれます。学校規模の面での教育の質の確保及び児童が安全で安心して学校生活を送ることができるように希望します。

